

新たな男女共同参画基本計画(答申素案)の全体像(案)

新たな計画の性格・計画期間

・大阪市男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画の推進に関する基本計画」として策定

⇒「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」(H26~28年度)を継承

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画(1-①③ 3-⑦⑧の一部)、

DV防止法に基づく基本計画(2-④)としても位置付け

・策定時期: H28年度中

・計画期間: 5年間(H28~32年度)

計画がめざす男女共同参画社会(目標)

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる社会

男女の人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会

男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画する機会が均等に確保され、かつ、共に責任を担うことができる社会

| 施策分野                     | 施策の基本的方向  | 成果指標  |
|--------------------------|---|---|
| 1. あらゆる分野における女性の活躍の推進    | ①雇用等における女性の活躍促進と両立支援<br>②地域における女性の活躍促進<br>③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大                                    | ・女性の管理職登用を進めている企業の割合<br>・女性(25~54歳)の就業率<br>・市の審議会において女性員の占める割合など  |
| 2. 安全で安心な暮らしの支援          | ④女性に対するあらゆる暴力の根絶<br>⑤生涯を通じた健康支援<br>⑥困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援                                   | ・配偶者・パートナー間において「なぐる・ける」を暴力として認識する市民の割合<br>・がん検診受診率など  |
| 3. 男女共同参画社会の実現に向けた社会環境整備 | ⑦男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備<br>⑧男女共同参画を推進する教育・学習の充実 意識の改革<br>⑨男女共同参画の視点に立った防災・減災対策<br>⑩国際社会と協調した取組みの推進 | ・保育所等の利用児童数<br>・社会全体として平等であると思う市民の割合<br>・男性は仕事、女性は家庭を中心とするという考え方を肯定する市民の割合<br>・5歳未満のこどもを持つ夫の育児・家事関連時間など |

重点的取組み

女性活躍促進をテーマに、大阪の現状等をふまえた重要性の高い取組を取り上げ、集中的・効果的に推進

①中小企業等における働く女性の支援

②女性の就業支援

③地域で活躍する女性の支援

④保育サービスの拡充

⑤仕事と家庭の両立に向けた意識改革の推進

計画の推進に向けた体制、仕組み

- 1 推進体制 (庁内推進体制、男女共同参画審議会、関係機関・団体との連携)
- 2 拠点施設の活用 (男女共同参画センター)
- 3 計画の進行管理・PDCAの推進